

令和5年10月10日

湯沢町企画観光課

質問及び回答

観光自主財源導入検討支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて、ご質問いただきました内容について、下記のとおり回答します。

| 番号 | 質問事項 | | 回答 |
|----|----------------------------|--|---|
| | 項目 | 質問内容 | |
| 1 | 実施要領3 参加資格 | <ul style="list-style-type: none">・共同企業体(JV)による参加は可能でしょうか？・また、参加可能な場合、共同企業体に参画する事業者はいずれも御町の入札参加資格を有している必要はありますでしょうか？(例えば、幹事企業が参加を有していれば入札可能でしょうか？) | <ul style="list-style-type: none">・共同企業体(JV)による参加は可能です。・共同企業体に参画する事業者は、いずれも湯沢町の入札参加資格者登録名簿に登録されている必要があります。 |
| 2 | 仕様書5(2) 有識者会議の運営に関する支援 | <ul style="list-style-type: none">・有識者会議はどのような有識者の参加を何名程度イメージしておられますか？・リモート参加でも参加可能でしょうか？・また、有識者への謝金の支払いは本業務の受託経費からの支出と考えて良いですか？・その場合の単価の定めはあるのでしょうか？ | <ul style="list-style-type: none">・有識者会議の構成は、7名程度を想定しています。このうち学識経験者を2名程度、5名程度町内関係事業者の参加を想定しています。学識経験者については、候補等を提案していただきたいと考えます。・リモート参加でも可とします。・有識者への謝金の支払いは、本業務の受託経費とは別に、湯沢町が直接支給します。 |
| 3 | 仕様書5(3) 観光自主財源の理解を深めるための取組 | 観光自主財源算出根拠にするための統一した観光統計データとしては何を参考にすればよいですか？ | 目的別観光客数、スキー場入込数については、湯沢町HPに掲載しています。また、参加申込した事業者に対し、ここ数年の「宿泊統計調査結果報告書」を送付します。その他、希望があれば可能な限り対応します。 |
| 4 | 仕様書5(3) 観光自主財源の理解を | 対象として記載されている「関係者」とは、庁内関係者のみでしょうか？または、関係事業者も含まれますでしょうか？ | 関係者とは、湯沢町議会や観光自主財源の導入に関係する事業者を想定しています。 |

| | | | |
|---|-------------------|--|---|
| | 深めるための取組 | | |
| 5 | 仕様書5(4) 本業務の報告書作成 | 見積作成において、成果物のイメージと何部程度のコピー製本を見積もればよろしいでしょうか。 | イメージは本業務の目的、経過、成果が分かりやすいものとし、データ納品のみで可とします。 |